



平成 20 年 5 月 16 日
株式会社シノケングループ
代表取締役 篠原 英明
(J A S D A Q ・ 8 9 0 9)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更について、下記のとおり平成20年6月27日開催予定の当社第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 会社目的の変更

当社定款第2条に定める会社の目的を、事業の多角化に対応すべく明確化し、持株会社としての会社経営に必要な内容へ変更いたします。

(2) 公告方法の変更

当社定款第5条に定める公告方法を、株主の皆様の利便性の向上と今後の事業展開を踏まえた機動性と効率性を追求するため、電子公告制度を導入いたします。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第一章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 建築工事の請負、設計ならびに監理	1号 (現行どおり)
2. 各種建築資材の販売	2. 各種建築資材の <u>輸出入</u> および販売
3. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理	3号～5号 (現行どおり)
4. コンビニエンスストアの経営	
5. 酒類、タバコ、米穀、塩の販売	
6. 損害保険代理店業	6. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u>
7. 生命保険の募集に関する業務	7号～9号 (現行どおり)
8. インターネットの接続代行業	
9. フランチャイズチェーンシステムの研究開発および加盟店の募集ならびに加盟店の指導業務	
10. 飲食店業	
11. 貸金業	
12. 投資顧問業	<u>10. ホテル、旅館、スポーツ施設の経営および料理飲食店の経営</u>
13. 信託受益権の保有、交換、監理および売買	11号～25号 (現行どおり)
14. 民法上の組合、商法上の匿名組合および投資事業組合の組成ならびにその組合財産の運用および管理	

現行定款	変更案
<p>15 . 投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第2条第16項に定義される投資信託委託業</p> <p>16 . 投信法第2条第17項に定義される投資法人資産運用業</p> <p>17 . 前二号に付随する宅地建物取引業法第50条の2第1項第1号に定める取引一任代理等の業務</p> <p>18 . 金銭債権買取り業務</p> <p>19 . マーケティングリサーチおよび経営情報の調査、収集および提供</p> <p>20 . 信用保証業務</p> <p>21 . 信用調査業務</p> <p>22 . ガス供給および水供給に関連する機器の製造、販売</p> <p>23 . プロパンガスの販売</p> <p>24 . ガス器具の販売および賃貸</p> <p>25 . ガス工事の請負</p> <p>26 . 上記各号の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)<u>その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することによる当該会社等の事業活動の管理、支配</u></p> <p>27 . 上記各号に附帯する一切の業務 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>26 . <u>建具、家具、什器ならびに日用雑貨等の売買</u></p> <p>27 . <u>動産の賃貸借、仲介および管理業</u></p> <p>28 . <u>情報処理および情報提供サービス業</u></p> <p>29 . <u>有価証券の保有・運用ならびに売買</u></p> <p>30 . <u>土木建設機械、鉱山機械、化学機械および装置、工作機械および工具類、産業機械器具、電気機器、精密機器、光学機器、事務用機器、船舶、コンテナ、航空機、鉄道車輛、自動車および特殊自動車、広告用構築物、放送通信用機器および構築物、店舗設備機器、室内備品および道具類、スポーツ・娯楽用設備機器、美術品および室内装飾品等の各種動産ならびに無体財産権のリース</u></p> <p>31 . <u>前号に掲げた物件の売買、割賦販売、賃貸借および売買の仲介ならびに管理</u></p> <p>32 . <u>上記各号の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)<u>その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することによる当該会社等の事業活動の管理、支配</u></u></p> <p>33 . 上記各号に附帯する一切の業務</p>

現行定款	変更案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、電子公告によることができない</u> <u>事故その他やむを得ない事由が生じた</u> <u>ときは、日本経済新聞に掲載する方法</u> により行う。</p>

(注) なお、上記定款一部変更案は本日開催の取締役会で決議した内容ですが、本定時株主総会に上程する際には文言等の修正等を行う場合があります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月27日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成20年7月1日(火曜日)

以 上

Shinoken Group Press Release

<<本リリースに関するお問い合わせ先>>

I R 室 TEL : 092-477-0063